

入札説明書

八王子市の 建築工事 に係る令和 3 年(2021年) 4 月 7 日付の公告に基づく総合評価方式(工事成績評価型)による解除条件付一般競争入札については、同公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1.	公告日	令和 3 年(2021年) 4 月 7 日
2.	契約番号	2021001376
3.	工事件名	八王子市立柏木小学校校舎・体育館外壁改修及び屋上防水工事
4.	低入札価格調査	<p>(1) 低入札価格調査 本件は、低入札価格調査制度を適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格及び失格基準 調査基準価格及び失格基準を設定する。 なお、調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とする。</p> <p>(3) 落札予定者とならない場合 失格基準に該当すること等により、評価値が最も高い者であっても、落札予定者とならない場合がある。</p> <p>(4) 調査対象者の責務 低入札価格調査の対象者は、調査に協力すること。</p> <p>(5) その他 本公告に定めのない事項については、八王子市低入札価格調査制度実施要綱による。</p>
5.	落札予定者の決定方法	<p>入札者は、「価格」及び「企業の技術力」「配置予定技術者の技術力」「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内(予定価格と失格基準価格の範囲内をいう。)で、次の算式により算出した評価値の最も高いものを落札予定者とする。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の調査対象者となり、調査終了後、失格とならない場合に落札予定者となる。</p> <p style="text-align: center;">評価値 = 価格評価点 + 技術評価点</p>
6.	価格評価点	<p>価格評価点は、次の算式により算出する。(小数点以下第4位四捨五入)</p> <p>(1) 入札価格が調査基準価格以上の場合</p> $200 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$ <p>(2) 入札価格が調査基準価格未満の場合</p> $200 \times \left(1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}}\right) + 200 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 0.1$

7.	技術評価点	<p>(1) 技術評価点の配点は、次のとおりとする。 技術評価点 30点(素点計上方式)</p>
		<p>(2) 技術評価点は、工事成績評価型技術評価点申告書に基づき算出する。 ※ 入札者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札書を送信する際に、工事成績評価型技術評価点申告書を添付しなければならない。 ※ 添付書類のファイル形式は、Microsoft Excel又はPDFファイルとし、ファイル容量は、合計で3MB以下とすること。 ※ 工事成績評価型技術評価点申告書の添付がない場合、入札書を無効とする。 ※ 入札書に添付した工事成績評価型技術評価点申告書の記載事項については、配置予定技術者を除き変更することはできない。 ※ 工事成績評価型技術評価点申告書の記載事項と事実と相違がある場合及び各評価項目に必要な書類が到達期日までに届いていない場合、当該評価項目の内容を無効とし、評価点を0点とする。</p>
		<p>(3) 技術評価点の評価項目、評価基準等は、次表のとおりとする。 ※ 本工事の「同種工事」とは、元請として施工した「建築工事」とする。 ※ 官公庁実績とは、国・地方公共団体又は公団・公社等が発注した同種工事(電子調達サービスにおいて都区市町村又は他官公庁の実績として認められているものに限る。)で、元請として完成させたものとする。</p>

工事成績評価型評価項目及び評価基準等

評価分類	評価項目	評価基準	配点	評価点	
① 企業の技術力	企業の施工能力	工事成績評定点（本市、同種工事） ・ 解除条件付一般及び指名競争入札並びに随意契約案件を対象とする。 ・ 土木及び設備工事は2000万円以上、建築工事は2500万円以上を対象とする。 ・ 実績がない場合、評価点は0点とする。 ・ 同一月にしゅん工した場合は、最高点を対象とする。	直近1件の本市の工事成績評定点 ・ 土木工事は過去3年間 ・ 建築及び設備工事は過去5年間	11	別表
		同種工事の施工実績（同種工事、CORINS登録工事） ・ 参加資格要件で求めた官公庁実績に該当する工事実績を対象とする。	発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり	3	3
			発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工実績あり		2
			発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工実績あり		1
	発注工事の予定価格の50%未満の施工実績あり又は施工実績なし		0		
	優良工事表彰の実績（同種工事） ・ 過去3年間の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績を対象とする。	本市で実績あり	2	2	
		本市で実績ないが、東京都又は国で実績あり 実績なし		1 0	
	改善指導の回数（減点項目） ・ 過去1年間の改善計画書の提出回数を対象とする。	2回以上あり	-5	-5	
		1回あり		-3	
		なし		0	
	② 配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の工事成績（同種工事、CORINS登録工事） ・ 監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績の最高点を対象とする。 ・ 土木工事は過去3年間、建築及び設備工事は過去5年間を対象とする。 ・ 途中交代した工事を除く。	80点以上	2	2
			75点以上80点未満		1
75点未満又は実績なし			0		
配置予定技術者の施工経験（同種工事、CORINS登録工事） ・ 監理（主任）技術者、現場代理人としての官公庁施工経験を対象とする。 ・ 過去5年間の施工経験を対象とする。 ・ 途中交代した工事を除く。		発注工事と同規模以上（※）の施工経験あり	3	3	
		発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工経験あり		2	
		発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工経験あり		1	
		発注工事の予定価格の50%未満の施工経験あり又は施工経験なし		0	
配置予定技術者の保有する資格 ・ 本工事の技術者となり得る資格を対象とする。		1級技術者	2	2	
		2級技術者		1	
		その他の技術者		0	
若手技術者の育成 ・ 満年齢40歳未満の若手技術者の配置を対象とする。 ・ 若手技術者の継続的な雇用の有無により加点する。		10年以上継続雇用している若手技術者の配置あり	2	2	
		若手技術者の配置あり		1	
	配置なし	0			
③ 地域精進度・地域貢献度	地域精進度	競争入札参加資格における登録営業所の所在地	2	市内に本店あり	2
		建設業許可を受けた営業所であること。		市内に支店、営業所等あり	1
		支店、営業所等は本市の「準市内業者の認定基準」を満たしていること。		市内に拠点なし	0
	地域・社会貢献度	労働災害補償の状況 ・ 経営事項審査で認められた法定外労働災害補償制度の加入を対象とする。	あり	3	1
			なし		0
		若年者の雇用状況 ・ 満年齢40歳未満の若年者の新規正規雇用（3か月以上）を対象とする。 ・ 過去1年間を対象とする。	雇用あり		1
			雇用なし		0
		男女共同参画の推進状況 ・ 女性活躍推進法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）を対象とする。	あり		1
			なし		0
	技術評価点			30	

※ 発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格（税込）以上のことをいう。

別表	直近の工事成績評定点	評価点
	74点以下	0
	75点	1
	76点	2
	77点	3
	78点	4
	79点	5
	80点	6
	81点	7
	82点	8
	83点	9
	84点	10
	85点以上	11

8.	① 工事成績 評定点	対象案件 ・本市発注の直近の同種工事 ・請負金額(税込) 2,500万円以上 ※同一月内にしゅん工した工事が複数ある場合、最高点の案件とする。 ※実績がない場合、評価点を0点とする。
		対象期間 平成 28年(2016年) 2月1日から 令和 3年(2021年) 1月31日まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
	② 同種工事の 施工実績	対象案件 ・同種工事の官公庁実績(CORINS登録工事) ・請負金額(税込) 6,000万円以上
		対象期間 平成 26年(2014年) 4月1日から 令和 3年(2021年) 3月31日まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
対象規模 本案件の予定価格(税込)以上 (141,460,000円以上) 本案件の予定価格(税込)の75%以上 (106,095,000円以上) 本案件の予定価格(税込)の50%以上 (70,730,000円以上)		
		※参加資格要件確認のため、技術評価点申告書に上記「対象案件」及び「対象期間」に該当する案件を必ず記載すること。 なお、評価点が0点となる実績(請負金額(税込)6,000万円以上、本案件の予定価格(税込)の50%未満の同種工事)であっても技術評価点申告書に必ず記載すること。 ※技術評価点申告書に上記「対象案件」及び「対象期間」に該当する案件の記載が無い場合、入札書を無効とするので注意すること。 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、出資割合で按分した請負金額(税込)を評価対象とする。
③ 優良工事表彰 の実績	対象案件 ・本市、東京都又は国の優良工事表彰を受けた、しゅん工済みの同種工事 ※東京都又は国の優良工事表彰については、受賞を証明するもの(表彰状等)の写しを到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。	
	対象期間 平成 30年(2018年) 4月1日から 令和 3年(2021年) 3月31日まで ※基準日は、顕彰日(表彰日)とする。	
④ 改善指導の回数 (減点項目)	評価対象 ・本市に改善計画書を提出した回数	
	対象期間 令和 2年(2020年) 4月1日から 令和 3年(2021年) 3月31日まで ※基準日は、改善計画書を提出した提出日とする。	

8.	⑤ 配置予定技術者の 工事成績	対象案件 ・本市発注の同種工事 ・監理(主任)技術者又は現場代理人として配置された工事 ※工事成績評定点が最高点の同種工事(CORINS登録工事)とする。 ※技術者等が途中交代した工事は、評価対象としない。				
		対象期間 平成 28年(2016年) 2月 1日から 令和 3年(2021年) 1月 31日まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。				
	⑥ 配置予定技術者の 施工経験	対象案件 ・同種工事の官公庁実績(CORINS登録工事) ・監理(主任)技術者又は現場代理人として配置された工事 ※技術者等が途中交代した工事は、評価対象としない。				
		対象期間 平成 28年(2016年) 4月 1日から 令和 3年(2021年) 3月 31日まで ※基準日は、工期の末日とする。 ※工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。				
⑦ 配置予定技術者の 保有する資格	対象規模 本案件の予定価格(税込)以上 (141,460,000円以上) 本案件の予定価格(税込)の75%以上 (106,095,000円以上) 本案件の予定価格(税込)の50%以上 (70,730,000円以上) ※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、 請負金額(税込)を出資割合で按分する必要はない。					
	本工事の技術者となり得る者を下記のとおり評価する。					
	対象資格 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1級技術者</td> <td>建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級建築施工管理技士、1級建築士)</td> </tr> <tr> <td>2級技術者</td> <td>建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級建築施工管理技士(建築)、2級建築士)</td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者 (例 同種工事における10年以上の実務経験)</td> </tr> </table>	1級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級建築施工管理技士、1級建築士)	2級技術者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級建築施工管理技士(建築)、2級建築士)	その他の技術者
1級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例 1級建築施工管理技士、1級建築士)					
2級技術者	建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者 (例 2級建築施工管理技士(建築)、2級建築士)					
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者 (例 同種工事における10年以上の実務経験)					
⑧ 若手技術者の 育成	※保有資格を証明する書類(技術検定合格証明書等)の写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。					
	評価対象 本工事の配置予定技術者で、開札日の時点で継続して3か月以上、直接雇用関係のある、満年齢40歳未満の若手技術者 評価対象生年月日 昭和 56年(1981年) 5月 16日 以降 (開札日時点:満年齢40歳未満) ※健康保険被保険者証の写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。					

8	⑨ 地域精通度	<p>評価対象 ・競争入札参加資格における登録営業所の所在地</p> <p>・「市内に支店、営業所等あり」に該当する者は、本市の準市内業者の認定基準を満たしている者に限る。</p>
	⑩ 労働災害補償 の状況	<p>評価対象 直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目(社会性等) 法定外労働災害補償制度加入の有無」の「数値等 有又は無」</p> <p>※直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)</p>
	⑪ 若年者の 雇用 状況	<p>評価対象 ・開札日の1年3か月前の月の初日から1年の間に、若年者(満年齢40歳未満)を新規正規雇用していること</p> <p>・若年者は、入社日(雇用開始日)時点で満年齢40歳未満であり、開札日を基準日として、継続して3か月以上、新規正規社員として直接雇用関係にある者</p> <p>※公告日・開札日の時点で満年齢が40歳となっても、入社日(雇用開始日)時点で満年齢40歳未満の場合は、評価対象とする。</p>
		<p>評価対象生年月日 昭和 55 年(1980年) 2 月 3 日以降 (入社日(雇用開始日)時点:満年齢40歳未満)</p>
		<p>評価対象雇用開始期間</p> <p>令和 2 年(2020年) 2 月 1 日から 令和 3 年(2021年) 1 月 31 日まで</p>
		<p>(評価対象 例)</p> <p>令和 2 年(2020年) 2 月 1 日 が入社日の場合 生年月日 昭和 55 年(1980年) 2 月 3 日以降 (入社日時点:満年齢40歳未満)</p>
	<p>「新規雇用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に採用した若年者(満年齢40歳未満)を評価対象とする。 ・転職者等であっても年齢要件に該当すれば、新規雇用の対象とする。 ・入社日(雇用開始日)以前に、自社に正規社員又は役員として在籍履歴がある場合は、対象外とする。 <p>※非正規社員(アルバイト・パート等)としての在籍履歴は除く。</p>	

8	⑪ 若年者の 雇用状況	<p>「正規雇用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない雇用契約関係があり、就業規則等に基づく就労時間で働く正社員を評価対象とする。 ※職種(営業職、事務職、技術職等)の限定は設けない。 ※役員(兼務役員を除く。)として所属している者は、対象外とする。 ・期間の定めのない雇用契約で働いていても、アルバイト・パート等は、非正規雇用とし、対象外とする。 ・期間を定めた雇用契約により働く社員(契約社員・嘱託社員等)は非正規社員とし、対象外とする。
		<p>評価方法 「健康保険被保険者証」「新規正規雇用を証明する書類」にて評価する。</p> <p>※「新規正規雇用を証明する書類」は、原則として「若年者の雇用状況証明書」とする。ただし、在職証明、雇用契約書、雇入通知書等に「新規雇用」「正規雇用」が明記されており、代表者の記名・押印があるもので代用することも可とする。(代表者の記名・押印がないものは無効とする。)</p>
		<p>※健康保険被保険者証の写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。</p>
	⑫ 男女共同参画の 推進状況	<p>評価対象 以下のいずれかの基準を満たしていること。</p>
		<p>(1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がある者 女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業として厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けていること</p>
		<p>(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届け出ていること <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者として配置可能な国家資格(業種は問わない)を保有している女性技術者を雇用していること
<p>※基準日は、公告日とする。</p> <p>※認定を受けたことを証明するものの写し等を到達期限までに契約資産部契約課に送付すること(別表「各評価内容の必要書類等一覧表」参照)。</p>		

9.	送付書類	到達期限 令和 3 年(2021年) 5 月 13 日
		送付先 八王子市契約資産部契約課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
		送付方法 郵送(送付元にて到達確認ができるもの) ※持参又はFAXによる送信は原則認めない。ただし、「別表 各評価内容の必要書類等一覧表」のFAXの欄に「○」がある項目のみ、FAX送付も可とする。 なお、FAX送付した場合は、到達確認のため、契約課に電話連絡すること。 ※到達期限までに届いていない場合、当該評価項目を無効とする。 ※送付された書類で申告内容の確認が取れない場合、当該評価項目を無効とする。

別表 各評価内容の必要書類等一覧表

番号	評価内容	送付	FAX	送付書類等	確認事項
③	優良工事表彰	○	○	・受賞を証明するもの(表彰状等)の写し	東京都又は国からの受賞を証明するもの。 (本市の顕彰状については、送付不要)
⑦	配置予定技術者の保有する資格	○	△	・保有資格を証明する書類(技術検定合格証明書等)の写し	・実務経験を要する資格の場合、実務経験を記載した経歴書が必要。 ※様式は契約課に問い合わせること。 ※経歴書については、郵送のみ可とする。 ・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。
⑧	若手技術者の育成	○	×	・健康保険被保険者証の写し等 (健康保険被保険者証は被保険者等記号・番号等にマスキングすること)	・入社日と生年月日の確認ができる社会保険証の写し等。 ・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。
⑩	労働災害補償の状況	○	○	・直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し	
⑪	若年者の雇用状況	○	×	・健康保険被保険者証の写し等 ・若年者の雇用状況証明書 または ・新規正規雇用を証明する任意の書類	・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。
⑫	男女共同参画の推進状況	○	△	・えるぼし認定を受けていることを証明するものの写し ・「一般事業主行動計画策定・変更届(様式第一号)」等、都道府県労働局雇用環境均等部(室)へ届出したことを証明するものの写し ・女性技術者の健康保険被保険者証の写し及び国家資格を証明する書類の写し(技術検定合格証明書) (健康保険被保険者証は被保険者等記号・番号等にマスキングすること)	・一般事業主行動計画策定を証明するものの写しは、都道府県労働局の受付印等があること。 ・監理技術者資格者証の写しは認めないので注意すること。 ※女性技術者の健康保険被保険者の写しについては、郵送のみ可とする。

10.	無効・失格 となった者の評価	入札書が無効又は失格となった者の評価はしない。
11.	同評価値の 場合の措置	落札予定者又は調査対象者となるべき入札者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札予定者又は調査対象者を決定する。
12.	入札者が1人で あった場合の措置	入札者が1人であった場合は、入札を中止することがある。
13.	落札者の決定	落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。 なお、落札者が決定となった場合には、落札者に「落札決定通知書」を発行する。落札者は通知を受けたら速やかに契約資産部契約課で契約書を受領すること。
14.	非落札理由 の説明	(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。
		(2) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に回答する。
15.	配置予定 技術者の 申告について	(1) 配置予定技術者の氏名等を、工事成績評価型技術評価点申告書により申告すること。申告のない場合は、入札書が無効とする。
		(2) 配置予定技術者は、工事案件ごとに別人を申告することとし、重複して申告することはできない。誤って重複申告した場合は、落札予定者であることを問わず入札した時点で開札順が後の2件目以降の入札書が無効とする。ただし、配置予定技術者の専任が求められない工事、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しようとする工事の場合を除く。 (例) 他案件の工事成績評価型技術評価点申告書に配置予定技術者として記載した技術者は、当該案件の落札決定がなされるまで、本案件に申告できず、申告した場合(2)に該当し、開札順が後の2件目以降の入札書が無効とする。 (いずれかの工事において、配置予定技術者の専任が求められる場合。)
		(3) 価格競争の案件で落札予定者となり、解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書(配置予定技術者名簿)を提出している場合、当該提出書類に記載のある配置予定技術者についても申告中であるとみなす。

16.	配置予定技術者の変更について	<p>(1) 工事成績評価型技術評価点申告書に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を配置できる場合は、落札決定前に限り、変更できる。(変更回数は1回に限る。)</p> <p>なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。</p> <p>(2) 変更手続 下記の書類を契約課に提出すること。</p> <p>① 入札書の送信後、落札予定者決定前 ア 配置予定技術者変更届 イ 技術者変更後の工事成績評価型技術評価点申告書</p> <p>② 落札予定者決定後、落札決定前 ア 配置予定技術者変更届 イ 技術者変更後の工事成績評価型技術評価点申告書 ウ 技術者変更後の資格確認申請書(国家資格を証明する書類の写し等を添付)</p> <p>※ 落札決定後の変更については、従前どおり「真にやむを得ない理由があると認められた場合かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者の配置」を除いて認められません。ただし、監理技術者を専任で配置する工事において、工事途中に専任の監理技術者補佐を配置することで他の工事現場を兼務することは、技術者の変更に当たりません。また、特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様とします。</p>
17.	日程	<p>(1) 低入札価格調査を行わない場合は、次の日程を予定として落札者を決定する。</p> <p>落札予定者決定日 令和 3 年(2021年) 5 月 21 日 落札者決定及び契約締結日 令和 3 年(2021年) 5 月 27 日</p> <p>(2) 低入札価格調査を行う場合は、次の日程を予定として落札者を決定する。</p> <p>調査対象者決定日 令和 3 年(2021年) 5 月 21 日 調査資料提出期限日 令和 3 年(2021年) 5 月 25 日 ヒアリング実施日 令和 3 年(2021年) 5 月 28 日 落札予定者決定日 令和 3 年(2021年) 6 月 2 日 落札者決定及び契約締結日 令和 3 年(2021年) 6 月 2 日</p>